

確認申請 申請前の注意点

1. 現地調査票の作成について

現地調査票の作成にあたっては、必ず申請敷地について市役所等の担当窓口で調査・確認をしてください。計画変更を申請する場合において敷地に変更が生じた際は都市計画法等関係の調査・確認が必要となります。

1) 道路関係

- ・道路協議が必要な場合（建築基準法第42条第1項3号、42条2項等）は、道路協議書を作成し、道路境界線が確定してから道路協議書の提出をお願いします。確認申請の際は道路協議済の旨と協議年月日を現地調査票、確認申請書、概要書、配置図等に記載してください。
- ・法43条第1項但し書きに基づく許可が必要な場合は、許可通知書の写しを確認申請書に添付して下さい。

2) 申請敷地関係（建築物・工作物）

- ・敷地が都市計画法第29条の規定に基づく許可（以下 開発許可）が必要な場合は、許可証の写しを確認申請書に添付してください。
- ・開発許可が不要で次の場合は、都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明の写しを確認申請書に添付してください。
 - ① 申請敷地が市街化区域内で敷地面積が1,000㎡以上である場合
 - ② 申請敷地が市街化調整区域内の場合
 - ③ 申請敷地が都市計画区域外で敷地面積が10,000㎡以上である場合
- ・開発許可が不要で次の場合は、福島市開発行為等指導要綱の協議を行ってください。
 - ① 申請敷地が市街化区域内で敷地面積が1,000㎡以上である場合
 - ② 申請敷地が市街化調整区域内および都市計画区域外で敷地面積が3,000㎡以上である場合
- ・敷地が地区計画の区域内の場合、確認申請前に地区計画の届出を済ませてください。
- ・建築許可（都市計画法）、風致地区、宅造規制法、建築協定等に該当する場合、許可証・適合書・承認書等の写しを確認申請書に添付してください。
- ・敷地内に道、水路等の国有地がある場合は特定行政庁との協議が必要となります。

3) 屋外広告物関係

- ・広告塔等の工作物の申請をする場合は事前に屋外広告物条例の協議を行い、許可が必要な場合は許可証の写しを確認申請書に添付してください。
- ・建築物に広告（壁面広告等の確認申請不要のもの）の設置を予定されている場合は事前に屋外広告物条例の協議を行ってください。

2. 他法令についての協議・確認について

設計者・代理者の方は必要に応じて下記の法令等についても別途協議・確認してください。

1	農業振興地域の整備に関する法律（農政課）	11	旅館業法・医療法・薬事法等（保健所）
2	農地法（農業委員会）	12	河川法・砂防法・災害危険区域等（河川課）
3	消防法（消防本部予防課）	13	文化財保護法（文化課）
4	道路法（道路管理課等）	14	自然公園法（環境省裏磐梯自然保護官事務所）
5	道路拡幅計画の有無（道路建設課等）	15	カラオケボックス指導要綱（生活課）
6	水道法（水道局）	16	緑地協定（公園緑地課）
7	公害関係・特定建設作業・電波障害（環境課）	17	建設リサイクル法（開発建築指導課）
8	水道水源保護条例（環境課）	18	省エネルギー法（開発建築指導課）
9	電波法（東北総合通信局）	19	バリアフリー法（開発建築指導課）
10	風俗営業等適正化法（警察署）	20	景観条例（都市計画課）